

いじめ防止基本方針

第1章 いじめの防止等の基本的な考え方

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの理解
- 3 基本的な考え方
 - (1) いじめの未然防止
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) いじめへの早期対応
 - (4) 重大事態への対処

第2章 組織

第3章 いじめの防止及び対応

- 1 いじめの未然防止
- 2 いじめの早期発見
- 3 いじめへの早期対応

第4章 重大事態への対処

- 1 重大事態の定義
- 2 重大事態への対応
- 3 調査結果に対して講じられる支援への対応

資料 いじめ防止のための年間指導計画

静岡県立小山高等学校（全日制）

令和8年4月1日

第1章 いじめ防止等の基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめとは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

具体的な表れとしては、例えば以下のようなものが考えられる。

- ・冷やかし、からかい、悪口、脅し文句、嫌なことなどを言われる
- ・仲間外れ、集団から無視をされる
- ・体を当てられたり、叩かれたり、蹴られたりする。（軽いもの、遊ぶふりによるものも含む）
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・いやなこと、恥ずかしいこと、危険なことなどをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ・複数の生徒が結託し、明らかに優位な力関係にある状況下で一方向的に不快な行為を受ける

2 いじめの理解

本校においては、「いじめ」について次のように理解する。

- ・いじめは、どの生徒にも、どこでも起こりうる。
- ・いじめは、時として生命又は心身に重大な危険を生じさせる。
- ・いじめる側、いじめられる側が入れ替わり、両方の立場を経験することもある。
- ・はやし立てる生徒、見て見ぬ振りをする生徒の存在がいじめを助長する。
- ・いじめは、周りの生徒や大人の見えない所で、わからないように行われることも多い。
- ・いじめは、規範意識が薄く規律の弱い集団で起きやすい一方、規律が過度に強い集団でも起こりうる。
- ・いじめは仲の良いグループの中で起きることも多い。
- ・いじめを受けている生徒が、いじめを受けていることを認めないことがある。
- ・いじている生徒が、いじめをしているという認識が薄いことがある。
- ・いじめを解決する誠意と能力が学校や教員にある、という生徒からの信頼があれば、いじめについての情報が生徒や保護者から寄せられる。

3 基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

講演会、学校行事、特別活動、その他の活動を通していじめを未然に防止する。

(2) いじめの早期発見

アンケート、教員の観察、生徒や保護者からの申し出によりいじめを早期に発見する。

(3) いじめへの早期対応

教員、生徒、保護者、外部機関等が連携し、速やかにいじめ解決に向けての対応をする。

(4) 重大事態への対処

生徒の心身に重大な被害が生じた場合、欠席が長期に及んだ場合等は、重大事態として対処する。

第2章 組織

「いじめ防止対策委員会」を設置する。委員の構成は、校長、副校長、教頭、生徒課長、教育相談担当、養護教諭とする。また、いじめの相談通報窓口を兼ねる。必要に応じて、当該クラス担任、当該学年主任、当該部活動顧問等を追加する。また、スクールカウンセラー、学校医などの外部専門家や、関係機関との連携を図る。ただし、重大事態が発生した場合は、「重大事態対応委員会」を設置する。(第4章参照)

第3章 いじめの防止及び対応

1 いじめの未然防止

本校では、以下のような方法でいじめの未然防止に取り組む。

- ア 生徒の規範意識を高め、互いの信頼関係に基づく人間関係作りや集団作りをするためのホームルーム活動や学校行事等の実施
- イ 担任をはじめとする教員と生徒が信頼関係を築くための面接等の実施
- ウ いじめに対する基本的な考え方を育成し、人権意識を育むための講演会等の実施

いじめ防止のための年間指導計画表

月	1年	2年	3年	教職員・保護者
4	クラスアドバイザー 面接週間 学年行事	面接週間 学年行事	面接週間 学年行事	学校安全計画
5				P T A総会
6	笙陵祭	笙陵祭	笙陵祭	学校評議員会 P T A支部会
7	安全安心アンケート 思春期講座 野球応援	安全安心アンケート 思春期講座	安全安心アンケート 思春期講座	アンケート分析 思春期講座 中学校訪問
9	面接週間	面接週間	面接週間	
10	球技大会、全校集会 リーダー研修会	球技大会、全校集会 リーダー研修会	球技大会、全校集会 リーダー研修会	
11				公開授業
12	安全安心アンケート	安全安心アンケート 修学旅行	安全安心アンケート	学校評価アンケート
1	カルタ大会	カルタ大会	カルタ大会	学校保健安全委員会
2				学校評議員会
3				中学校訪問

*年間を通して、毎朝の健康観察や、人間関係づくりのためのホームルーム活動を行う。

必要に応じて、担任、部活動顧問、教科担当、学年主任等が適宜面接を行う。

2 いじめの早期発見

本校では、以下のような様々な方法でいじめの早期発見に努める。

- ア 担任、副担任、教科担当、部活動顧問、学年主任等による日常的な生徒の観察
- イ 面談等を活用した積極的な情報収集
- ウ 保健室に来室した生徒との会話や観察
- エ 生徒、保護者からの情報提供
- オ 「安心・安全アンケート」を年2回（7月及び12月）実施
- カ スクールカウンセラーによる教育相談
- キ 警察、児童相談所等の関係機関からの情報提供 等

3 いじめへの早期対応

いじめを把握したときには、速やかに「いじめ防止対策委員会」による情報の整理と今後の対応についての協議を行う。その協議の結果を受けて、校内組織の活用や外部機関との連携等により、早期に対応する。

いじめの把握



いじめ防止対策委員会による情報の整理と今後の対応についての協議

(いじめの認定は、聞き取り調査等の情報を総合的に判断し、管理職が行う)



いじめ防止対策委員会の協議の結果を受けての対応 (例)

- ・情報が不足している場合 → 関係教職員、生徒、保護者等を通しての更なる情報収集
- ・日常レベルの対応で済む軽度なものだった場合 → 学年部、担任、部活動顧問等による日常的指導
- ・精神的なケアが必要な場合 → 教育相談兼特別支援教育委員会又はスクールカウンセラーによる教育相談
- ・生徒課の定める生徒指導に該当する場合 → 生徒課又は生徒指導会議との協議
- ・校内組織だけでは対応できない場合 → 外部機関との連携に向けた協議

*また、いじめの原因、形態、発覚の経緯に応じて上の対応を組み合わせる。

外部機関一覧

- 御殿場警察署生活安全課 御殿場市北久原 439-2 電話 0550-84-0110
- 小山町子ども育成課 学校教育 0550-76-6122
- 御殿場市健康福祉部 社会福祉課 0550-82-4136
- 東部児童相談所 沼津市高島本町 1-3, 055- 920-2085, 055-920-2191
- 静岡県総合教育センター教育相談班 0537-24-9738 等

第4章 重大事態への対処

1 重大事態の定義

重大事態とは、次のような場合をいう。

- ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認知したとき。具体的には次のような例が考えられる。

- (ア) 子どもが自殺を企図した場合
 - (イ) 身体に重大な傷害を負った場合
 - (ウ) 金品等に重大な被害を被った場合
 - (エ) 精神性の疾患を発症した場合 等
- イ 欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当の期間（30日程度）、学校を欠席しているとき。
あるいは、いじめが原因で一定期間連続して欠席しているとき。
- ウ 子どもや保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

2 重大事態への対応

(1) 重大事態が確認した場合、県教育委員会に報告・連絡・相談し、指導・助言・支援をうけながら以下の①～⑤を実施する

- ① 対象児童生徒及びその保護者等に対する調査実施前の事前説明
学校（【教育政策課】、【義務教育課、高校教育課、又は特別支援教育課】が同席する場合がある）は、対象児童生徒及びその保護者に対して、「いじめ重大事態の調査に関する事前説明（対象児童生徒及び保護者）」を用いて調査実施前の事前説明を行う。
- ② 調査の主体の決定
①の結果を踏まえ、県教育委員会は、調査の主体を決定する。【義務教育課、高校教育課、又は特別支援教育課】は、対象児童生徒及びその保護者に調査組織を伝達する。
- ③ 調査の実施
調査の実施に当たっては、調査組織において、調査の進め方やその実施に必要な体制整備と調査期間の見通しについて検討する。調査をとおして、可能な限り詳細な事実関係の確認を行い、再発防止策の提言につなげる。また、調査の進捗状況や今後のスケジュールは、調査主体が対象児童生徒及びその保護者等に適宜報告する。なお、調査報告書が完成する段階で、対象児童生徒及びその保護者と事前に確認した調査事項について調査漏れがある場合や、調査中に新たな調査すべき事項が出てきた場合などは、対象児童生徒及びその保護者の意向を確認した上で、調査主体又は調査組織の判断で追加調査を行う。
- ④ 対象児童生徒及びその保護者に対する調査結果の説明
調査報告書に基づき、調査主体は対象児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等を説明する。その際、重大事態調査結果を県知事に報告するに当たって、対象児童生徒及びその保護者からの所見書を提出することが可能であることを説明する。
- ⑤ いじめを行った児童生徒及びその保護者に対する調査結果の説明
調査報告書に基づき、調査主体は、対象児童生徒及びその保護者に説明した方針に沿って、いじめを行った児童生徒及びその保護者に対しても説明を行う。

附則 この学校基本法は平成26年4月1日より施行する

附則 平成28年11月28日改正し、施行する

附則 令和2年4月1日改正し、施行する

附則 令和7年4月1日改正し、施行する

附則 令和8年4月1日改正し、施行する